

大田市告示第68号

大田市人工透析療法を受ける者に係る通院交通費等助成事業実施要綱（平成18年大田市告示第39号の19）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大田市長 楫野弘和

附則第3項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和6年3月29日から施行する。